

美術工芸品（古文書）

林屋辰三郎氏旧蔵「洛中寄宿仲間関係文書」の紹介と翻刻

野地 秀俊

京都市歴史資料館には、『林屋辰三郎氏旧蔵文書』と称する文書群が保管されている。京都大学名誉教授・林屋辰三郎氏は、戦前・戦後の京都市史編さん事業を牽引した京都研究の第一人者であり、編さん事業は『京都の歴史』全10巻、『史料京都の歴史』全16巻として結実している。京都研究のみならず、民衆の立場に立った歴史学を目指し、特に、部落史、女性史、芸能史、そして地方史の重要性を説いたことでもよく知られている。その歴史研究者としての見識をもって、林屋氏は、散逸した古文書の収集もしており、この『林屋辰三郎氏旧蔵文書』もその一部である。ちなみに、林屋氏が所蔵していた古文書や蔵書類は、氏の俳号から「燈心文庫」と呼ばれ、1999年に一括して京都市に寄贈されている（京都市歴史資料館保管）。『林屋辰三郎氏旧蔵文書』は、燈心文庫が寄贈される以前にすでに京都市に寄贈されていたため燈心文庫には含まれていない。

記録によると『林屋辰三郎氏旧蔵文書』は、1985年7月22日に寄贈されている。翌年4月4日にはマイクロフィルム撮影が行われており、現在、紙焼写真として京都市歴史資料館で公開している。ただ、3点の写真がなく（文書目録参照）、その理由については不明である（この3点について、現在ではデジタル撮影をしており、写真の

閲覧が可能である）。

総点数は46点であるが、その内容から推察するに、大きく2つの文書群が1つに合わさったものと考えられる。ひとつは「洛中寄宿仲間」に関係する内容の群（以下、「洛中寄宿仲間関係文書」とする）20点と、もうひとつは、それ以外、特に伊賀国の村文書を中心とした群（以下、「寄宿関係以外の文書」とする）26点とに分けることができる。

また、内容だけでなく付箋の添付の有無からもそれが裏付けられる。文書目録に付箋添付の有無の情報を載せているが、現時点で、史料本紙に付箋が付いているものが1点（史料番号35）、筆者による調査中に本紙から剥がれてしまったものが2点（31、36）あり、調査開始時にすでに剥がれていた付箋も本来は本紙に添付されていたことが推察される。付箋はほぼ同じ形態で、「宝暦八年—大正十二年 百六十六年」のように史料の年代から、付箋が付けられたであろう「大正十二年」までの年数が記されている。付箋に記載されている年代と史料の年代を照合してみると、「洛中寄宿仲間関係文書」には照合するものがなく、「寄宿関係以外の文書」に集中していることがはっきりとわかる（享和2年のみ双方に存在するが）。「寄宿関係以外の文書」にも付箋がないものがあり、すべての付箋が

残っていないことが考えられるが、この傾向も考え合わせれば、「洛中寄宿仲間関係文書」と「寄宿関係以外の文書」は、もともと別々の文書群であったと結論づけて良いと思われる。

林屋氏が、これらの文書群をどのような経緯で入手したのかという点については全く不明である。そのため、林屋氏が2つの文書群を入手した時に、すでに両者は1つにされていたのか。林屋氏が別々に入手したものがいつかの段階で1つにされたのか、などについても不明である。京都の史料に注目するということであれば、「洛中寄宿仲間関係文書」だけを翻刻するという選択肢もあるが、文書群としての経緯が不明な以上、『林屋辰三郎氏旧蔵文書』として一括して翻刻することとした。解説は「洛中寄宿仲間関係文書」についてのみとする。

江戸時代の京都には、「寄宿」と「宿屋」という別々の業態の宿泊施設が存在していたことがわかっている¹⁾。江戸時代の京都の宿泊施設に関するまとまった史料は少なく、それに比例して研究もわずかである。「寄宿」については、杉森玲子氏によって紹介・研究された東京大学法学部法制史資料室所蔵「京都珠数屋仲間文書（炭屋善三郎家文書）」があり²⁾、「宿屋」については、佐々木夏妃氏による「中島町文書」や京都町奉行所関係の史料を使った研究³⁾が確認できるのみである。そのような状況の中で、20点と決して多い量ではないが、「洛中寄宿仲間関係文書」を公開することは、今後の京都における宿泊施設研究の一助と

なるものとする。

前述の通り、「洛中寄宿仲間関係文書」の入手経緯が不明ということもあり、本来の所蔵者についても詳細はわからないが、ひとつの可能性を示しておく。翻刻の一四、慶応2年（1866）2月付「借金返済に付一札写」の内容は寄宿仲間とは関係がないが、町役の五人組の内、「鍵屋平左衛門」と「菱屋治兵衛」は、嘉永4年（1851）版『京都買物独案内』に「諸国定宿」の項目に名前が見える。住所は両者ともに「麴や丁錦小路上」（中京区梅屋町）となっていて、翻刻一四が示すように同じ町で宿泊施設を営んでいたことがわかる。そこで改めて「洛中寄宿仲間関係文書」を注視すると、「鍵屋平左衛門」が五、六などをはじめいくつか散見できることに気づく。特に、正文である七が「寄宿十二組惣代 鍵屋平左衛門殿」宛になっていること、一九に「麴屋町錦小路上ル町 い組年番 鍵屋平左衛門」とあることが注目される。この文書群が鍵屋平左衛門家の旧蔵であったとすれば、鍵屋が惣代や年番といった寄宿仲間の要職に就いていたために、定書や寄宿料改定に関するものなど寄宿仲間全体に関わる史料が多いとも評価できる。七と一四で41年の年代の開きがあり、おそらく二代にわたっていると思われるが、この「洛中寄宿仲間関係文書」は鍵屋平左衛門家に伝来した可能性が高いと考える次第である⁴⁾。

先述のように、江戸時代の京都には「寄宿」と「宿屋」という業態の違う宿泊施設があったが、一の史料にあるように伊勢参宮の道者や西国三十三ヶ所の巡礼者を宿泊

させることができるのは「宿屋」に限られており、「寄宿」や貸座敷、ましてや民家に泊めることは禁止されていた⁵⁾。三の史料はそうした規制がもとで起きた相論であるが、「宿屋」である日光屋八郎兵衛⁶⁾が、伊勢参宮の道者と勘違いした薩摩の旅人が実は商人であったという点に注目すると、「寄宿」には商人は泊まって良いということになる。二の史料の「新規之商人衆来客」という文言などからも、「寄宿」は「商人宿」であり、杉森氏が明らかにした近江八幡の珠数屋仲間と結びつきをもった「寄宿」・炭屋善三郎の事例は、まさに「寄宿」の典型例ということができる。また、四のように飛脚宿としても機能していた。一方、「宿屋」は伊勢参宮や西国巡礼、京参りなどを目的とした人々を泊める「巡礼宿」なのである。

京都の宿泊施設というと、かつてはある程度京都に長く住まう人であれば、詳しい歴史を知らずとも三条大橋の近くに宿泊施設が多いことを当たり前のように知っていたであろう。三条大橋という立地も、東海道の発着地として納得されてきた。三条大橋西詰の中島町や東詰にあったのは「宿屋」のほうである。江戸時代にはこのほかに、五条大橋東詰や六角堂前にも「宿屋」が集中しており、御幸町三条・柳馬場六角辺りにもあったことが、二〇の「寄宿仲間組分布図」⁷⁾や正徳5年(1715)刊『京すずめ案内者』⁸⁾などの地誌からわかる。一方、「寄宿」は、同じく二〇の「寄宿仲間組分布図」や一九に連署されている「寄宿」の在所によって、いわゆる下京域(東は川東の縄手通・大和大路、西は堀川通、南は

五条通、北は二条通)に広く分布していることがわかる。「寄宿」はそれぞれ所在する地域ごとに「組」に編成され、い・ろ・は…と名前が付けられている。「洛中寄宿仲間関係文書」を見る限りでは十二ないしは十三組あったようである。一九には、下京域だけでなく、大原口の辺りに「は組」、知恩院前に「う組」、船岡山の東に「ま組」が

いろは組表

寄宿仲間心得事書	寄宿仲間組分布図
い ○(麩屋町錦小路上ル町)	○寅
ろ ○(室町四条下ル町)	○酉
は ○(真如堂跡要町)	○丑
に	○巳(宮川町)
ほ ○(醒井松原下ル町)	○申
へ ○(四条堺町西へ入町)	○子
と	
ち ○(烏丸松原下ル町)	○申
り ○(富小路錦小路上ル町)	○辰
ぬ	
る	
を	
わ	
か	
よ	
た	
れ ○(寺町松原上ル町)	○未
そ	○卯(五条大和大路北東)
つ	
ね ○(富小路通五条上ル町)	
な	
ら	
む	
う ○(知恩院門前袋町)	○亥(堀川丸太町北西)
ぬ ○(御幸町御池下ル町)	
の	
お	
く ○(三条室町西へ入町)	○戌
や	
ま ○(安居院中之町)	
け	
ふ	
こ	
え	
て	
あ	
さ	
き	
ゆ	
め	
み	
し	
系	
ひ	
も	
せ	
す	

確認できる。特に「は組」・「ま組」などは、都市部周縁の交通の要所に分布していて商人宿としての特徴も表している。ところで、「寄宿」の組は、十二ないしは十三組であったこともあり、いろは…が揃っていない。これが、最初からなかったのか、かつてはあったが何らかの事情でなくなってしまったのか、はっきりしない。しかし、ひとつ興味深い事例が『向日市史』史料編に掲載されている。それは『須田茂徳家文書』に含まれる「寄宿を組仲間名前帳」という史料である。ここには、乙訓郡向日町・沓掛村・栗生村・上久世村・浄土谷村・小塩村・外畑村・杉谷村・長法寺村・葛野郡下桂村・川嶋村・紀伊郡横大路村の寄宿の在所と名前が記されており、彼らが寄宿仲間の「を組」だということなのである。「を組」は洛中寄宿仲間の組名ではなく、抜けているいろは…が他地域の寄宿仲間に割り振られている事例となる。現時点では、「を組」以外で他地域に寄宿仲間の存在は確認できていないが、その可能性に注意を払っていく必要がある。

最後に、洛中寄宿仲間の組織について整理する。仲間の代表者を惣代と呼んでいる。定員に関しては、四では惣代2名が連署しているが、五などでは1名しか署名しておらず、1名か、2名かははっきりとしない。先述のように、寄宿は十二ないしは十三組ある組のいずれかに所属し、それぞれの組の代表者を年番と呼んでいる。ところが、一〇や一二などのように、惣代と連印する年番は、この組の年番ではないであろう。一九には、「組之年番」という表記と

ともに「仲ヶ間年番」という表記があり両者が区別されている。この「仲ヶ間年番」が惣代と連印する年番にあたるのではないだろうか。新規加入の寄宿の吟味なども含めて、通常は組内の裁量に任されているが、寄宿料の改定や寄宿渡世が絡む訴訟など仲間全体に関わることがあった場合には惣代などの責任で処理されるようである。

以上、『林屋辰三郎氏旧蔵文書』の解題と、その内の「洛中寄宿仲間関係文書」からわかる江戸時代の「寄宿」や「寄宿仲間」について解説をした。先述のように、京都の宿泊施設に関するまとまった史料は少なく、「寄宿」や「宿屋」の具体的な業態など不明な点も多く残されている⁹⁾。また、今回は詳しく解説できなかった伊賀国の村文書なども当該地の歴史を探る上で貴重な史料であることは間違いない。両者ともに今後の研究の一助となれば幸いである¹⁰⁾。

註

- 1) 杉森玲子「京都における「寄宿」と珠数取引」(『近世日本の商人と都市社会』東京大学出版会, 2006年), 佐々木夏妃「近世京都の宿屋と都市空間—三条大橋西詰・中島町を中心に—」(『史林』第97巻第6号, 2014年)。
- 2) 前掲註1) 杉森論文。
- 3) 前掲註1) 佐々木論文。
- 4) 鍵屋平左衛門家は、現在も江戸時代から変わらない場所で営業している。
- 5) 一の史料とほぼ同文のものが『京都町触集成』(第5巻, 1351号)にも掲載されており, 佐々木氏が前掲註1)で同様の指摘をしている。
- 6) 天保2年(1831)刊の『京都順覧記』(国立国会図書館デジタルコレクション参照)などにより, 日光屋八郎兵衛が三条中島町の宿屋であることが確認できる。永楽屋伊兵衛が寄宿であったかどうかは別な史料で確認することは出来ないが, 三の内容から判断している。
- 7) 図中では「旅籠屋」や「旅籠屋町」と記されている。五条大橋や五条通はそれ自体が描かれていない。

佐々木氏は, 註1)論文で「三条大橋・五条大橋・六角堂界限」と三ヶ所に整理している。
- 8) 『新修京都叢書』第3巻(臨川書店)。
- 9) 「寄宿」「宿屋」に加え, 「茶屋」や「貸座敷」についても少し触れておくと, 一に拠れば「貸座敷」は「寄宿」と並び称され, さらに明治になると「寄宿貸座敷仲間」(一八)というように一緒にになっている。明治16年(1883)刊の『都の魁』では「旧称貸座敷」として木屋町の旅宿が列挙されており, 佐々木氏が提示した『元禄覚書』にある鴨川西筋を在所とする「遊山旅籠屋」がこれにあたるものと思われる。「貸座敷」は鴨川の景勝を見ながら食事ができるとともに宿泊もさせていた業態である。食事もでき宿泊もできるという共通点は多いものの, 「貸座敷」「寄宿」「宿屋」に対して, 「茶屋」は明確に区別されていた。両者の大きな違いは二や一〇の「売女舁之儀者勿論, 紛敷女召抱, 茶屋ヶ間敷義致間敷事,」いう一文に明らかであろう。相手をする女性の有無が江戸時代の京都の宿泊施設と遊興施設を分ける大きな要素であった。この他にも「旅籠屋」などの名称が町触などにも見え, これらの類似の業種の見極めについても今後の課題である。
- 10) 京都の宿泊施設について「洛中寄宿仲間関係文書」も使いながら, 地方史研究協議会の第70回大会(2019年10月)で報告させていただいた。大会成果報告書が刊行される予定であり, 重複する部分が多いのは否めないが, そこでも京都の宿泊施設について論述する予定である。

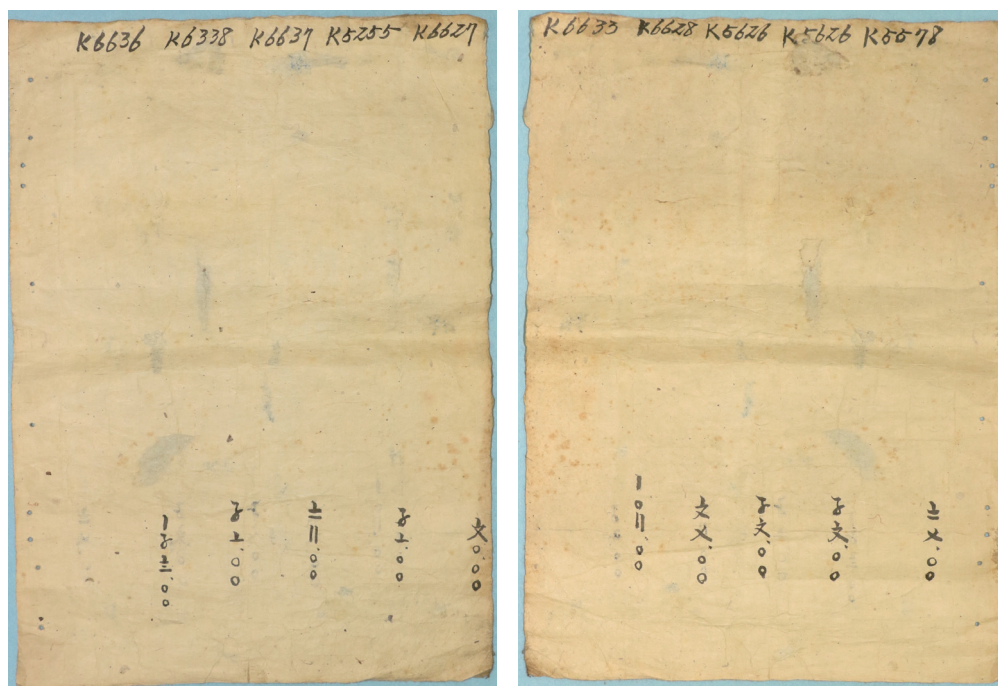
のち ひでとし
野地 秀俊 (歴史資料館 館員)

史料目録

No	史料名	年月日	寸法 (縦×横 cm)	紙焼番号	付箋	備考
1	道者宿一件に付触書写	安永5年10月	23.8 × 20.0	4		
2	寄宿仲間定書	享和2年3月	32.0 × 67.0	6		
3	日光屋八郎兵衛詫状写	文化5年5月	24.4 × 60.4	3		
4	飛脚仲間定宿一件に付一札	文政7年8月	27.6 × 129.4	24		
5	寄宿渡世差止願に付口上書写	文政8年2月25日	24.9 × 34.6	5		
6	寄宿渡世差止願下げに付口上書写	文政8年2月25日	24.8 × 34.8	5		
7	玉屋清兵衛詫状	文政8年2月	27.7 × 42.0	12		
8	若狭国寄宿軒数取決に付定書	天保7年10月	31.3 × 93.2	13		後欠力?
9	株仲間再興に付達書	嘉永6年12月	31.2 × 46.8	11		摺物
10	寄宿仲間定書	嘉永6年12月	33.4 × 95.8			摺物
11	寄宿料値上げに付通達	万延2年正月	31.6 × 46.4			摺物
12	寄宿料定	元治2年	32.1 × 41.2			摺物
13	寄宿料定写	慶応元年10月	24.8 × 36.4	2		
14	借金返済に付一札写	慶応2年2月	24.4 × 65.4	25		
15	寄宿料定	慶応2年7月	30.2 × 47.8	7		摺物
16	寄宿料定	慶応2年11月	31.8 × 47.8	8		摺物
17	寄宿料定	慶応3年9月	32.6 × 43.8	9		摺物
18	寄宿料定	明治2年3月	32.2 × 43.2	10		摺物
19	寄宿仲間心得事書写	年月日未詳	24.2 × 116.6	1		
20	寄宿仲間組分布図	年月日未詳	77.6(102.6) × 94.4	14		彩色、16.6 × 25.0 の付加部分あり
21	不審者止宿禁止に付請状	元禄16年正月23日	31.6 × 33.4	18	○	京都、下張りか?
22	金戒光明寺末寺大雄寺寺請状	元禄16年8月21日	26.0 × 37.8	22	○	京都、下張りか?
23	金戒光明寺塔頭龍光院寺請状	宝永3年5月4日	30.6 × 40.4	39	○	京都、下張りか?
24	奈良屋茂兵衛婚礼妨害に付口上書写	享保16年2月	28.2 × 57.6	20	○	京都
25	質物名義變更に付一札	宝永3年7月10日	28.8 × 24.7	37	○	大坂
26	四郎兵衛質物請状	享保3年正月6日	27.9 × 36.8	35	○	大坂
27	為替銀請取状写	元文5年10月7日	27.4 × 43.0	36		大坂
28	伊勢国木崎村午年免田目録	寛延3年10月28日	31.2 × 194.8	15		伊勢
29	伊賀国中友田村頼母子請状	正保2年11月21日	27.0 × 39.8	16	○	伊賀
30	他所より還住に付達書	宝永2年3月晦日	28.2 × 41.0	17	○	伊賀
31	伊賀国上柘植村善兵衛奉公人請状	正徳6年3月5日	28.6 × 39.0	19	○	伊賀、付箋「正徳六年ハ享保元年也一大正十二年式百〇八年」
32	伊賀国真泥村六右衛門借米証文	延享3年2月	29.6 × 45.8	34		伊賀
33	伊賀国才良村金七蔵米借用証文	宝暦5年11月	23.8 × 67.1	30	○	伊賀
34	伊賀国上林村彦五郎田地売券	宝暦7年12月	24.5 × 67.9	32		伊賀
35	伊賀国下榑戸村研川村割林惣林掟書	宝暦8年2月	24.1 × 361.9	29	○	伊賀、付箋「宝暦八年一大正十二年 百六十六年」
36	伊賀国才良村又八田畑充り証文	宝暦10年11月	24.4 × 42.0	31	○	伊賀、付箋「宝暦十年一大正十二年 百六十四年」
37	伊賀国研川村孫右衛門畑売券	明和2年12月	24.1 × 46.4	21	○	伊賀
38	伊賀国真泥村六蔵畠売券	安永3年12月	30.6 × 47.2	27		伊賀
39	大黒屋伝治郎借銀に付添証文	安永7年正月25日	24.7 × 36.2	38	○	伊賀
40	伊賀国真泥村仁兵衛借米証文	安永10年2月	31.8 × 47.4	28		伊賀
41	伊賀国上野城下田端町正太夫野畑売券	天明7年4月	30.1 × 45.6	33		伊賀
42	不動寺隠居銀子借用証文	享和2年9月	23.8 × 34.2	23	○	伊賀
43	伊賀国真泥村文蔵田地売券断簡	嘉永2年3月	31.6 × 44.0	26		伊賀、前欠
44	メモ書き	年月日未詳	40.2 × 29.0	40		表裏に記載あり
45	版画「七変化子宝遊」	年月日未詳	23.8 × 17.6	41		彩色、「歌麿筆」、文字が反転している
46	紐	年月日未詳				

①「紙焼」とは、京都市歴史資料館で公開している写真帳の通称で、常時、閲覧・複写ができる。

②史料に付箋が付いていたものには備考にその内容を記した。史料から剥がれてしまっていたものは、記載されている年代から推察し、該当する史料の欄に○印を記した。

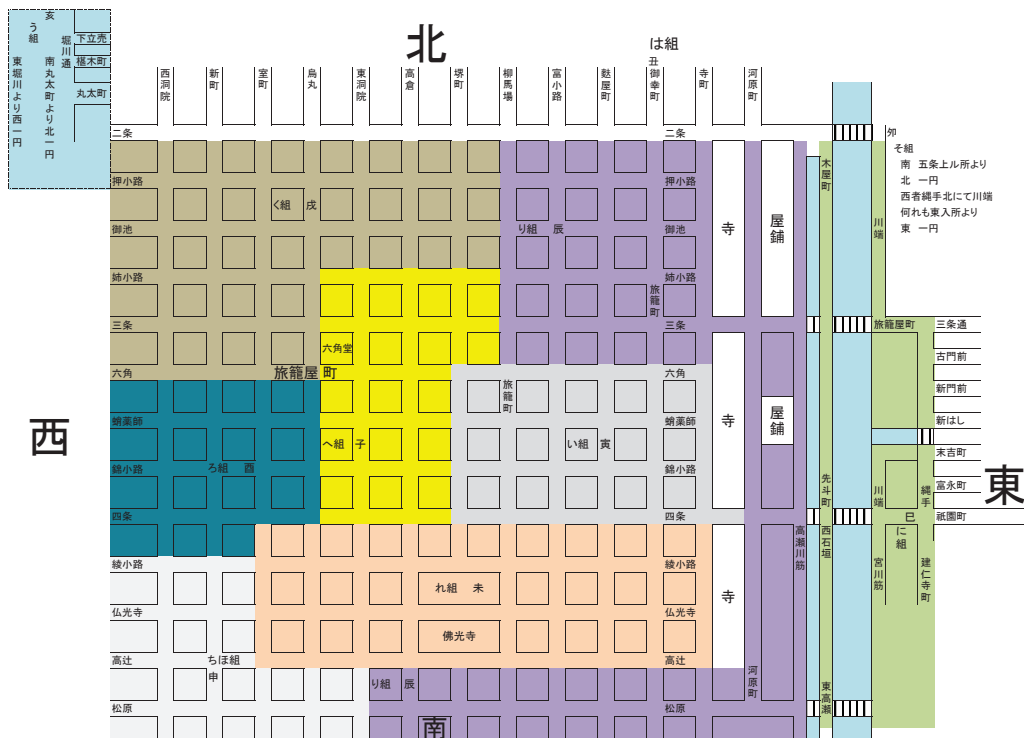
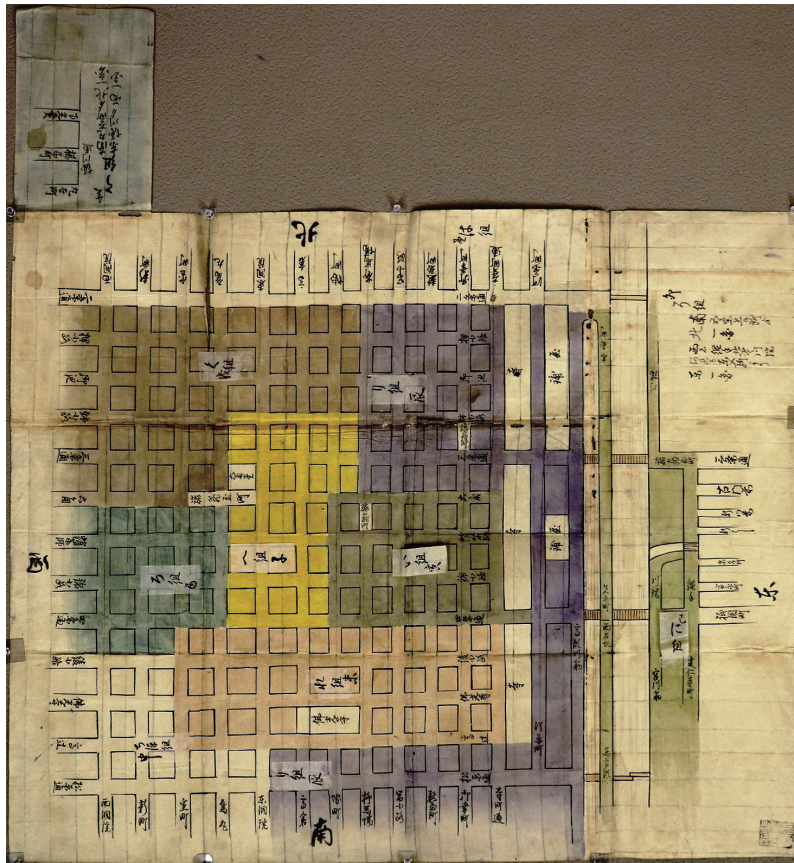


四四 メ子書き(表裏)



四五 版画「七変化子宝遊」

二〇
寄宿仲間組分布図



同所

一、下上壹畝貳歩 高貳斗一升七合

同所

一、下上三畝貳拾四歩 高七斗九升五合

八畝貳拾貳歩

高貳石八升三合

右之田地、当年^{「上四畝（貼紙）」}其許江相渡替り田地字中嶋下五畝拾八歩高壹石三升四合、下五畝九歩高九斗六升八合之処、上打銀百貳拾目慥ニ請取申候処実正也、然ル上ハ御互ニ御年貢・諸入用等村並ニ相勤可申候、此上少し茂故障無御座候、為後日仍而証文如件、

真泥村替主

嘉永二酉年三月 文蔵（印）

与力請人

六右衛門（印）

五人頭

孫左衛門（印）

同村年寄

孫三郎（印）

同村庄屋

周蔵（印）

地下

与治兵衛殿

【その他】

四四 メモ書き（表裏）

〔末尾に画像を掲載〕

四五 浮世絵「七変化子宝遊」

〔末尾に画像を掲載〕

四六 紐

四一 伊賀国上野城下田端町正太夫野畑売券

売渡申野畠之事

字平尾

一、中貳拾貳歩 高六升六合

同所

一、中壹畝貳拾三步 高壹斗四升四合

メ式ヶ所

代銀八拾目也

右売渡申代銀慥ニ請取申処実正也、然ル上者、其元御支配可被成候、此畠之儀ニ付何之指構も無御座候、万一故障致出来候者、請人罷出急度埒明可申候、仍而為後日売券証文如件、

売主田端町

正太夫(印)

請人同町

越前(印)

天明七丁未四月

同町

五人組頭

七右衛門(印)

惣肝煎

徳左衛門(印)

同

九郎兵衛(印)

池町

喜右衛門殿

(裏書)「表書之通免届候也、

菅野十兵衛(印)

窪田彦左衛門(印)」

四二 不動寺隠居銀子借用証文

借用申銀札之事

一、宝札貳百目也 但し利足

右者、無余義入用御座候ニ付借用申、慥ニ請取申候処実正也、然ル上者当暮極月十五日限元利共急度返并可申上候、為後日印形如件、

不動寺(印)

享和二戌年九月 隠居(花押)

町井喜重郎様

四三 伊賀国真泥村文蔵田地売券断簡

〔前欠〕

字小芝

一、上々三畝貳拾壹歩 高壹石七升八合

三九 大黒屋伝治郎借銀に付添証文

添証文之事

一、銀三貫目也 日割壹分五厘

右者、此度無抛入用二付、借用申銀子儘ニ請取申所実正也、此質物銀壹貫文勝地組調之、同壹貫五百文泊田組調貸、同五百文研川甚兵衛之、 $\times$ 三通相渡置候、然上ハ、当組之廿日限元利共急度返并可申候、万一書入候組々ニ故障出来仕候共、質物不拘、元利無相違、屹度相立可申候、少も違乱無之候、依而為後日添証文如件、

大黒屋

安永七戌年 伝治郎(印)

正月廿五日

町井喜十郎様

四〇 伊賀国真泥村仁兵衛借米証文

質地証文之事

一、米貳俵五升也 但シ利足

一、屋敷貳拾歩 高壹斗六升壹合

一、屋敷之内下貳歩 高八合

$\times$

右者、無抛入用二付、借用申処実正也、来ル極月十五日限元利急度返并可申候、右質物二字屋敷貳拾歩、下貳歩書入渡シ置候、若定之日限元利相謀候ハ、御大法之通致流地、其許江相渡シ可申候、然ル上

ハ、於此田地何方何之差構無御座候、御年貢・諸入用等村並ニ御勤可被成候、仍而為後日証文如件、

真泥村借主

仁兵衛(印)

安永十丑ノ年

同村与力請入

二月 日

清兵衛(印)

同村五人組

孫太郎(印)

同村年寄

孫七(印)

同

半兵衛(印)

同

新右衛門(印)

同

勘兵衛(印)

同村庄屋

弥八(印)

地下

与治兵衛殿

枅川村

喜重郎殿

三七 伊賀国枅川村孫右衛門畑売券

売渡シ申畑之事

字源四郎屋鋪西

一、畑幅壹畝三步貳厘

代御手形米三俵壹斗四升也、右之畑、先年無年貢ニシテ、其元
替地ニ請取候得共、此方ル勝手惠鋪御座候ニ付、此度其元江返進
仕候、代米右之通被下、慥ニ請取申所明白也、然ル上ハ、永々其
元御支配可被成候、自今此畑ニ付少茂違乱無之候、仍而為後日証
文如件、

枅川村売主

孫右衛門(印)

明和二酉年十二月

同村同

万蔵(印)

枅川村買主

喜十郎殿

三八 伊賀国真泥村六蔵畠売券

拾年限元請料ニ売渡シ申畠之事

字瀧ノ川原新留三つ成

一、下畠拾歩

高式升式合

代米四俵也

右之畠、当午暮ル辰暮迄拾年限、元請料ニ売渡シ、代米慥ニ請取申処
実正也、然ル上ハ、畠其許御支配ニ被成、毎年御年貢・諸入用等村並
ニ御納所可有之候、尤拾年目辰ノ暮ニ元米相立候ハ、畠無相違御辰
シ可被成候、元米不相濟候ハ、其節互ニ証文改替可被成候、於畠何
方ル何之差構無御座候、仍而為後日証文如件、

真泥村名主

六蔵(印)

安永三年

同村請人

午十二月

利右衛門(印)

同村五人頭

孫四郎(印)

同村年寄

孫左衛門(印)

伊勢講

中間中

彦八(印)	源右衛門(印)	孫左衛門(印)
伝四郎(印)	久助(印)	喜右衛門(印)
又平(印)	文三(印)	三九郎(印)
宇右衛門(印)	権(印)	権七(印)
孫兵衛(印)	善太郎(印)	善藏(印)
次郎助(印)	十介(印)	甚八(印)
平七(印)	藤七(印)	安右衛門(印)
甚七(印)	善六(印)	久右衛門(印)
惣兵衛(印)	勘右衛門(印)	惣右衛門(印)
半六(印)	文次(印)	源六(印)
多兵衛(印)	吉介(印)	孫市(印)
孫七(印)	十兵衛(印)	清三(印)
平九郎(印)	彦兵衛(印)	新兵衛(印)
清七(印)	甚九郎(印)	喜兵衛(印)
清六(印)	弥三郎(印)	多右衛門(印)
文四郎(印)	庄介(印)	勘七(印)
藤右衛門(印)	市郎兵衛(印)	左二兵衛(印)
清吉(印)	伝兵衛(印)	九右衛門(印)
九兵衛(印)	久四郎(印)	長五郎(印)
忠三郎(印)	清八(印)	彦六(印)
藤八(印)	半九郎(印)	伝九郎(印)
彦次郎(印)	長兵衛(印)	八郎兵衛(印)

利兵衛(印)	平藏(印)	平右衛門(印)
源七後家(印)	長助(印)	市兵衛(印)
七兵衛(印)	儀兵衛(印)	善兵衛(印)
孫平(印)		

三六 伊賀国才良村又八田畑充り証文

拾年限充り申田畠之事

字東裏式ヶ所

一、上田三畝 田幅三拾五半刈

字北之坊式ヶ所

一、下畑式畝 畠幅四畝半餘

✕

右作徳米五斗式升八合也

右之田畠、来巳年より寅年迄拾年限二相極、充り申所実正也、然上者毎年御年貢・諸入用村並、充り人る才良村御蔵へ御納所仕、外二右作徳米五斗式升八合御蔵納二仕、計り渡シ可申候、縦如何様之不作故障有之候とも、少茂無滞年内相作り、御年貢・諸入用并加地子米とも極之通、毎年極月十日限急度御納所可仕候、少茂違乱無御座候、仍而為後日充り証文如件、

才良村充り作人

宝曆拾辰歳十一月 又八(印)

同村請人

六左衛門(印)

相守可申候、仍而為後日人別一札如件、

枳川村年寄

惣兵衛(印)

宝曆八寅年二月

同村庄屋

佐平太(印)

下神戸村年寄

四郎兵衛(印)

同

長八(印)

同村庄屋

平三郎(印)

枳川村方

宇右衛門(印)

浅右衛門(印)

又兵衛(印)

儀八(印)

五郎兵衛(印)

勘右衛門(印)

千次郎(印)

茂兵衛(印)

甚八(印)

勘兵衛(印)

平五郎(印)

忠助(印)

半兵衛(印)

七兵衛(印)

文七(印)

八郎兵衛(印)

清兵衛(印)

文六(印)

治兵衛(印)

作介(印)

武兵衛(印)

甚兵衛(印)

忠兵衛(印)

源兵衛(印)

源七(印)

治介(印)

重蔵(印)

六兵衛(印)

少助(印)

茂作(印)

清七(印)

五郎四郎(印)

平兵衛(印)

庄蔵(印)

清八(印)

清六(印)

平助(印)

源治(印)

茂右衛門(印)

孫四郎(印)

伝次(印)

×四拾壹人

下神戸方

与兵衛(印)

平次郎(印)

伝十郎(印)

吉兵衛(印)

善五郎(印)

又七(印)

文吉(印)

半左衛門(印)

又介(印)

文右衛門(印)

文六(印)

五助(印)

作十郎(印)

宇平次(印)

孫六(印)

平四郎(印)

仁左衛門(印)

孫四郎(印)

半七(印)

伝吉(印)

宗助(印)

源次(印)

伝六(印)

庄五郎(印)

久七(印)

六左衛門(印)

弥七(印)

久作(印)

庄九郎(印)

吉之丞(印)

庄八(印)

権右衛門(印)

源八(印)

新之丞(印)

弥平太(印)

徳兵衛(印)

弥右衛門(印)

茂兵衛(印)

清五郎(印)

屋・年寄中へ断、其品聞届、其上両村役人ともより、本伐り何本と申書付を貰、猶又山入札を借り、腰二下ケ、山入りいたし、木数無相違きり取可申候、尤山廻り江伐株改貰、無滞相済候うへ、右山入札庄屋方へもとく可申候事、

一、惣林之儀、下刈落葉ハ常明ニ相究置、松枝打候儀者、両村示合可申候、下刈二まきらかし、小松一本茂かりませ申間鋪候、若心外二かり込申儀、自然有之時ハ、刈り柴束之内二而、八寸以下之小まつ七本迄ハ用捨仕候八寸已上之木ハ壱本茂かりませ申間鋪候、且又村用之樽木類一村限二ひそかにきりとり申事無用二候、無抛要用ハ、両村庄屋・年寄相談之上可請差図候事、

一、近村より神戸・研川領内へ入こみ、下刈松枝本伐り等盗取候者及見候ハ、早速駆付、其所持之道具を預り、本人召連、先村役人江相訴、盗候分規済候ハ、預り候道具先村役人江相預ケ、罷歸り可申候、勿論所役人江茂其品召、則注進仕、少茂手ぬけ無之様ニ相働可申候、

一、割林其外古来有来候土手・かいごめ二而、大木盗きりとり候ハ、早速山主・山廻りより見付次第、村役人江相訴可申候、早速家並及詮儀可申事、

一、城山割林之上手平地之所、下刈落葉とも差留置候、山之口明候時分、双方立合かりとり可申極之事、

一、瓦屋柴心儘二売買仕間鋪候、若無抛売申度者ハ、村役人江届ケ可申事、

過料定之事

一、鉦伐過料 米貳斗

一、斧伐過料 同壹俵

一、鋸伐過料 同貳俵

一、割林落葉過料 同七升

一、同下刈過料 同七升

一、割林元伐ハ惣林過料 同断

✕

一、両村惣山割林ノ方之儀、五十年前享保六丑年四月、両村相談之上、夫々掟相極、両村人別連判之一札有之候得共、近年不心得之者茂有之二付、殊之外惣林・割林とも伐り荒シ申二付、先年之一札ケ条書之通此度相改、両村一統二得心之上、一連之判形相務申候ハ、山廻りハ勿論、外より茂重々勵合政道可仕候、若村方掟相背者有之候ハ、右之過料急度取立可申候、尤見付候者へ過料米半分相渡し、残り半分ハ村方へ出し可申候、山廻り毎日山内打廻り、盗山仕候者見付次第、両村庄屋方へ相訴、過料之輕重・名前帳面ニ記置可申候、たとへ山廻り之親類縁者二而も依怙鬬肩之仕形有之候ハ、其過料山廻りより取立可申候、両村山廻り申合夜毎打廻り、小松きりませ候柴有之候ハ、法式之通少茂いたわりなく吟味仕、不届之仕形有之候ハ、右過料取可申事、右之通、此度両村相談之上、山内ノ方古格之通、相改り候ケ条之趣、一々得心仕人々身為之儀ニ候得ハ、自今猥ニ無之様ニ急度

右之田地、来寅年^ろ亥年迄拾年限、元請料ニ売渡シ、代米髓ニ請取申処実正也、然上ハ、御年貢・諸入用等村並ニ庄屋方へ御納所可在之候、拾年同亥之年、元来相立候ハ、右之田地無相違御戻シ可被成候、若寅之通請戻シ申事不成候ハ、其節互ニ証文改替可申候、此田地ニ付、外方何之差構無御座候、尤来春御法式之通、本証文ニ御裏判相願、此証文と引替可申候、仍而為後日引替証文如件、

上林村かり主

うり

彦五郎(印)

同村与力

同村五人頭

宝曆七丑年十二月 清五郎(印)

彦十郎(印)

同村年寄

半平(印)

同村庄屋

宇右衛門(印)

枅川村買主

喜十郎殿

三五 伊賀国下神戸村枅川村割林惣林掟書

下神戸枅川割林惣林掟之覚

一、御公儀御代官様^ろ其山砂留之儀切々被 仰付、先年より段々帶芝松苗植申ニ付、割林惣林とも二近年余程くろみ候処、山ノ^ろ狽^ろ二相成、右砂留之松盜伐取候ゆへ、此度相改両村相談之上山廻りを付、^ろ狽^ろ仕候、然ル上ハ、人々心ニ掛ケ面々持林境目限ニ不絶情出シ、帶芝伏せ、松苗を植、年数を以其所無数成候様ニ励可申候、

一、両村山内一所之儀ニ候得ハ、諸事示合一同ニ不仕候、

一、両村割残り之明山、是迄牛馬を放、又ハ稲干場ニ致候、所々^ろ人として心儘ニ垣籠竹木植申間鋪事、

一、御公儀より被為 仰付候杭森之儀者、下^ろ落葉常明ニ相究置候、随分大事ニ掛、小松^ろ本茂^ろ苅ませ申間鋪候、両村之内川除杭、其外ニ茂入用之儀有之候ハ、両村庄屋・年寄対談之上、至極尤之場所、尤之筋ニ相極り候ハ、御法式之通、郡御奉行様江御願申上、御意を請、本伐可仕候、尤両村より目明シ^ろ人宛出し、本伐無相違伐と可申候、勿論山廻り罷出寄判可仕候、

一、両村割林之儀、下^ろ松枝ともニ常留ニ而、一向足踏致申間鋪候、山之口を明候節ハ、両村申合、何月何日より幾日迄之内と日限相究、明キ日之内ハ、本伐手ハ松枝下刈落葉とも二人々境目限心まゝに支配可然候、若山留之内ニ茂、家普請或者潰家等有之、無抛急用ニ而木伐り申度儀有之節者、本伐何本仕度と申義、両村庄

三右衛門(印)

才良村かり主

金七(印)

地下

同村請人

与次兵衛殿

宝曆五亥年 善兵衛(印)

同村請人

三三 伊賀国才良村金七蔵米借用証文

十一月 小右衛門(印)

借用申御蔵米事

同村年寄

合式石五斗八舁也 年賦

六之丞(印)

内

同村庄屋

壺俵 子暮返弁

与三郎(印)

壺勿 丑暮返弁

壺勿 寅暮返弁

三四 伊賀国上林村彦五郎田地売券

壺俵 卯暮返弁

拾年限元請料ニ売渡シ申田地之事

壺俵 辰暮返弁

字東うら

壺勿 巳暮返弁

一、下田七畝 分米七斗七升

壺勿 午暮返弁

字北うら

一、中田八畝 分米壺石四升

ノ

右者、無抛入用ニ借用申所実正也、此質物二字大谷口中田九畝分、米

字川原田

壺石壺斗七升之所、書入渡置申候、然ル上ハ、来子暮方午暮迄七年之

一、下田貳畝 分米貳斗貳升

内、割合之通、毎年急度返弁可申候、若少ニ而茂相滞候ハ、右質地

畝数ノ壺反七畝

請人方方相賄、年賦割合無相違請人より相立可申候、右質地ニ付外方

分米ノ貳石貳升

何之差構無御座候、仍而為後日証文如件、

代米拾俵也

宝永二酉年三月晦日

同

八郎右衛門(印)

三一 伊賀国上柘植村善兵衛奉公人請状

御請状□事

上柘植村善兵衛と申者、慥成者二御座候二付、申ノ三月ノ手代奉公ニ被召置候、然上者、御公儀様御法度之儀、堅相守可申候、并ニ宗旨之儀、代々禪宗ニ而同村薬師寺旦那二而、毎年所帳面ニ書上申候、則寺請状も別紙ニ進せ申候、
一、米商其外何二而茂自分ケ間敷商致させ申間□□、給金之儀、壹ケ年二金子三兩二相極申候、右之一々相違無御座候、急度相守勤させ可申候、未々迄茂□□^御氣二入被召置候ハ、幾年二而も此請判御用被成可申候、若如何様之儀出来致、取逃欠落仕候□□をも尋出し、又ハ金借り申儀有之共、親請人罷出、早速埒明、少しも貴様へ御役界ニ懸申間敷候、為後日請状如件、

親分

四郎八(印)

請人

助太郎(印)

正徳六歳

請人

申ノ三月五日

平右衛門(印)

新堂屋

七兵衛殿

三二 伊賀国真泥村六右衛門借米証文

質地証文之事

一、米拾三俵式斗也 但シ利足壹割

字樋口

一、下田七畝 高壹石式斗六升六合

ノ

右ハ無扨入用ニ借用申所実正也、来ル極月十五日限、元利共急度返并可申候、右質物之田地七畝書入渡シ置候、若定之御限元利相滞り候ハ、田地御大法之通、彼流地其元へ相渡シ可申候、然ル上ハ於此田地、何方も何之差構無御座候、御年貢・諸入用等村並ニ御勤可被成候、仍而為後証如件、

借り主真泥村

六右衛門(印)

延享三寅年二月

同村与力証人

又右衛門(印)

同村五人組

喜兵衛(印)

同村年寄

此取米四石三斗八升五合定免高壹匁五分取

新取米ノ式拾貳石三舁貳合

納米合五百四石八斗六舁七合

外口米可納

右者、当立毛上見を以免相如斯相究遣候、小百姓等迄無高下致割符、
来ル霜月限急度可皆済者也、

寛延三庚午年十月廿八日 坂倉野右衛門(印)

奥村小右衛門(印)

前田佐仲治(印)

庄屋

百姓中

【伊賀国関係】

二九 伊賀國中友田村頼母子請状

定御請状之事

右ハ下友田源四郎頼母支ヲ酉十一月廿一日ニ高六石六斗四升ニテ買請
取申候間、毎年度々ニ四斗つゝの六左衛門かけ可申候、若此懸ケ米ニ
おゐてハ、無沙汰仕間敷候、自然六左衛門無沙汰仕候者、右請人ニ我
等より罷立申候、かたく度々ニかけ可申候、若天下一道のらん行・徳
〔政力〕
正□□自然国ノ守護・御給人・諸代官相替、左様之違目在之候ハ、

異儀かけ可申候、若壹人無沙汰仕候ハ、残り壹人として成候、かたく
かけ可申候、仍御請状如件、

中ともた

太衛門(花押)

正保貳年

同

西十一月廿一日 与七郎(花押)

衆中各様

□□□

〔まいる〕

三〇 他所より還住に付達書

居申もの、其外何となく御国を出、他所ニ有之男女共、迎茂古郷
へ帰り申間敷もの、書付差上、帳面払申候事、

一、年久敷他国・他領ニ居申者ニ而も、他所ニ而家をも不持、又者妻
子をも不持もの者、何年以前ニ罷出候共、呼返シ可申候事、

右條々之趣、少茂相違無御座候、若後日ニ不念之事御座候者、其
町之肝煎・五人組・親類之者迄、如何様之曲事ニ茂可被 仰付
候、為後日如件、

西町肝煎

次郎大夫(印)

【伊勢国関係】

二八 伊勢国木崎村午年免田目録

午年免相定之事

鈴鹿郡

一、高九百六拾六石九舛貳合 木崎村

内

高四拾八石九斗貳舛三合八勺 年之荒

高八石八斗四舛四合 寺領引

高貳石六斗五升貳合 庄屋々敷引

高五石 問屋給引

高四石三斗三舛貳合 関中町取立之者
屋敷方引

高拾貳石 年寄四人給引

高三石四舛貳合八勺 当検見田引

引高×八拾四石七斗九舛四合六勺

残高八百八拾壹石貳斗九舛七合四勺 毛付

内

高五百貳拾八石壹舛五合貳勺 本毛

此取米三百四拾石五斗七舛高六勺四分五厘取

巳ヨリ酉迄五ヶ年

高百壹石四斗四舛壹合 免違

本免壹匁八分下り

此取米四拾七石壹斗七舛 高四匁六分五厘取

高拾貳石四斗貳舛四合五勺 瀬替地

此取米壹石九斗八升八合 高壹匁六分取

高拾六石五斗四舛七合五勺 瀬替地

此取米四石壹斗三舛七合 高貳匁五分取

高百九拾五石五斗七升九合六勺 起返

此取米七拾八石貳斗三舛貳合定免高四匁取

午ヨリ

高壹石七斗七舛六合 起返

此取米五斗三舛三合 高三匁取

高貳拾五石五斗壹升三合六勺 辛丑砂入

此取米拾石貳斗五合 高四匁取

一、高百拾貳石四斗九舛九合 新田畑

内

高拾五石九斗壹舛 新田

此取米六石三斗六升四合 高四匁取

高貳拾七石三斗四升四合 新田畑

此取米三石貳斗八升壹合 高壹匁貳分取

高四拾石九合 新田

同高三拾石壹斗三升三合 関町休意新田

此取米八石貳合 定免高貳匁取

高貳拾九石貳斗三舛六合 新田

【大坂関係】

二五 質物名義變更に付一札

一札之事

一、其方へ遣シ申候質物共、我等手代市郎兵衛名前二いたし申候、此方質物二紛無御座候、重而度々二質物遣シ申候共、埒明ケ可被下候、為其一札如此申候、以上、

宝永三年

戌ノ七月十日

鍛冶

与三左衛門(印)

光吉

清兵衛殿

二六 四郎兵衛質物請状

質物請状之事

一、嶋町壱丁目太平寺屋藤兵衛借屋二居申候茂兵衛、手前〆布子壱つ質物二持被参銀子拾五匁御借被成候、則此請人二我等罷立申候、若此質物二付如何様之出入出来仕候共、我等罷出候、更度々断可申分候、為後日之請状、仍而如件、

享保三年

置主 茂兵衛(印)

戌正月六日

釣かね上丁舟橋屋伊兵衛かし屋

請人四郎兵衛(印)

みつよし

清兵衛殿

右之茂兵衛懃成仁二而御座候、以来質物持被参候共、每度質物は我等印判相添可進候間、幾度二而も判次第二御取被成候、為其一札如此二御座候、以上、

享保三年

戌正月六日

請人四郎兵衛(印)

みつよし

清兵衛殿

二七 為替銀請取状写(全文抹消)

請取申為替銀之事

合銀貳貫目也

右之銀高殘炭屋次郎右衛門殿〆懃二請取、銅拾貳貫目余入、九尾船積相頼、為替取組申、右之銀高於当地懃請取申所実正也、然ル上者、此代り銀荷物着船次第、此手形ヲ以御請取可被成候条、無相違急度御渡シ可被下候、為後日□替証文、仍而如件、

元文五申年

■■■■■■■■■■衛門

十月七日 証人 大津屋長右衛門

大坂西横堀木綿橋

丸羽屋次郎兵衛殿

忠右衛門殿

二二 金戒光明寺末寺大雄寺寺請状

寺請状之事

一、大宮通壱町目鎰屋又兵衛殿家二太郎兵衛と申仁借屋仕居被申候、此仁宗旨者浄土宗二而妻子共二当寺之旦那紛無御座候、若御法度之宗門切死丹と申訴人於有之者、御公儀様江拙僧罷出、其明メ申上、御町中家主へ少も御難懸申間敷候、仍而為後日之寺請状如件、

黒谷末寺

元禄十六年
七本松通下立売上ル町
大雄寺

未八月廿一日 嚴誉(印)

御町中
参

二三 金戒光明寺塔頭龍光院寺請状

寺請状之事

一、大宮通壱丁目万屋六兵衛殿家二、越後屋庄右衛門と申仁、妻子共二借屋仕被居申候、此仁代々浄土宗二而、当院旦那紛無御座候、若御法度之切死丹・耶蘇宗与申訴人、於有之者、何時成共 御公儀様江拙僧罷出、其埒明申上、御町中・家主へ少茂御難懸申間敷候、為後日之寺請状、仍而如件、

黒谷寺中

宝永三 丙
戊五月四日
龍光院
仙雅(印)

大宮通壱丁目

御町中

二四 奈良屋茂兵衛婚礼妨害に付口上書写(全文抹消)

乍恐願上候口上書之覺

一、富小路通押小路下ル町白木屋茂兵衛裏借屋二罷有候堺屋貞順与申者二而御座候、私娘二は与申者、伏見開道通式丁目二罷有候かち与申者仲立ヲ以縁組仕、則去年霜月廿二日二結納請取、当正月廿三日二婚礼仕筈二相極メ申所二、新町通二条上ル丁二罷有候奈良屋茂兵衛与申者、無躰之義を申掛ケ、少シ之道具并娘は差遣シ申義難成段、家主茂兵衛江相届ケ申候二付、娘は心底段々吟味仕候所、少シ茂蜜通ケ間敷品無御座候、然ル所二、右茂兵衛何分横道計ヲ申二付、彼者身内之者共を相頼、再三異見為致候得共、何分二茂得心不仕由二付、無是非御願申上候、縁組先江是迄数度日延相頼、当廿日二ハ最早延引難成段、娘はやを尼二仕様二与申候得共、娘はや心底二不屈之品、聊無御座候二付、段々断を立来ル廿六日迄二者御願を申上置、娘・道具共二差送り可申段、一札認遣シ置候、然ル上者、御慈悲之上、右茂兵衛ヲ被召出、妨不仕候様二被為 仰付被下候者、難有可奉存候、以上、

娘母

享保十六年 堺屋貞順

亥二月日

御奉行様

合拾三組

二〇 寄宿仲間組分布図

〔末尾に画像とトレース図を掲載〕

「寄宿関係以外の文書」

【京都関係】

二一 不審者止宿禁止に付請状

御請状

一、博奕、遊女、其外むさと人之出入多く、又ハ何事ニ不寄、不審ニ被存候義有之ニ付而、年寄并町中_ノ改被申候時、無実を被申掛候様ニ面々腹立仕ニ付而、都而町中之申事出来仕候事多御座候、向後不寄何事ニ不審ニ被存候儀有之時、年寄町中使を被立候ハ、聊遺憾ニ不存、一々巨細ニ可申明候、

猶うたかわし事御座候者、幾度成共神妙ニ御請可申候、少茂御公儀并町

儀等之御法ニ背キ申間敷候、此上者親類・知音之者共相遅_{〔互カ〕}ニ申合、内証ニ而異見之仕止させ可申候、若止兼候者、町中へ申止させ可申候、仍而為後日之請状如件、

元禄拾六年

松屋町三町目

癸未正月廿三日

請人帯屋次兵衛(印)

借主 栄光(印)

大宮通老町目

年寄権兵衛殿

一九 寄宿仲間心得事書写

心得之事

- 一、新加入之儀者、為樽代金貳百足ツ、差出セ、組中受納之事、
- 一、古株譲り・名前改之義者、銀三両ツ、差出させ可申事、
- 一、新加入之儀者、最寄之外、遠方之者人間敷候、無抛知音杯ニ而差加へ候義在之候ハ、其辺之組之年番江、差支無之哉相届申候上、加入為致可申事、
- 一、仲ケ間年番之儀ハ、古株之者而已相勤メ可申事、
- 一、加入之者ハ、年番之者正路成仁歟見聞糺シ候上、差加へ可申事、
- 一、^(貼紙二年)毎月正月壹ケ度、組之年番参会いたし可申事、尤年番替り候ハ、其席ニ而披露いたし可申候事、
- 一、年番之者まいなひ杯請、我儘之取計いたし申ましく事、
- 一、国所を偽り、にせ書状持参り寄宿いたし、相客所持之物盗取候者、前々在之候間、右躰之客并道連等之客之儀ハ、得と相糺候上、寄宿為致可申事、
- 右之通、一統評定之上、取極候間、相互ニ心得違無之様可被成候、則組々年番名前書、左之通、

麩屋町錦小路上ル町

い組年番 鍵屋平左衛門

室町四条下ル町

ろ組同 越後屋清五郎

真如堂跡要町

は組同 河内屋吉兵衛

醒井松原下ル町

ほ組同 嶋田屋茂兵衛

四条堺町西へ入町

へ組同 八幡屋宗兵衛

烏丸松原下ル町

ち組同 但馬屋平次郎

富小路錦小路上ル町

り組同 敦賀屋彦兵衛

通通五条上ル町

ね組同 越中屋又八

寺町松原上ル町

れ組同 鍵屋次兵衛

知恩院門前袋町

う組同 近江屋長次郎

御幸町御池下ル町

み組同 伊勢屋弥兵衛

三条室町西へ入町

く組同 千切屋善左衛門

安居院中之町

ま組同 丸屋吉兵衛

一五 寄宿料定

定

飯料

一、御泊り 金貳朱ト

貳百文

一、御昼飯 金壹朱

慶応貳年寅七月

洛中寄宿仲間十二組

惣代(印)

年番(印)

一六 寄宿料定

定

飯料

一、御泊り 金三朱

一、御昼飯 金壹朱

貳百文

慶応貳年寅十一月

洛中寄宿仲間十二組

惣代(印)

年番(印)

一七 寄宿料定

定

飯料

一、御泊り 金二朱

三百文

一、御昼飯 金壹朱

百文

慶応三年卯九月

洛中寄宿仲間十二組

惣代(印)

年番(印)

一八 寄宿料定

定

飯料

一、御泊り 金三朱と

五百文

一、御昼飯 金壹朱ト

四百文

明治二年巳三月

寄宿貸座敷仲間

肝煎(印)

一二 寄宿料定

定

上飯料

一、御泊り 五百五十文

中飯料

一、同 四百八十文

一、御屋飯 貳百文

元治貳丑年

寄宿仲ヶ間十二組

惣代(印)

年番(印)

一三 寄宿料定写

定

飯料

一、御泊り 六百五十文

一、御屋飯 貳百五十文

慶應元年丑十月

洛中寄宿仲ヶ間十二組

惣代

年番

一四 借金返済に付一札写

一札之事

一、去ル嘉永四年、亀屋儀兵衛殿方并二大坂屋彦吉殿方及絶家二節、金三百両町借出来候所、其以後町分を金貳十両被差入、又候元治元甲子四月、炭屋源兵衛殿方を為祠堂て金百両計被差入、当時残り金高百八十両町借二相成、罷在候所、此度其許殿方、炭屋源兵衛殿方并二亀屋儀兵衛殿方為祠堂、与金百八十両町分江借出金被成候二付、則右金子を以、町借り残り之元金高不残皆済仕候間、向後亀屋儀兵衛殿方并二大坂屋彦吉殿右両家方二付、町借之義聊茂無御座、右之通り町分を永世相働可申候事、為後日町分を一札差入、仍而如件、

慶応貳年

丙寅二月

年寄 一文字屋治郎左衛門印

五人組鍵屋平左衛門印

同 炭屋藤介印

同 菱屋治兵衛印

町中

大坂屋徳兵衛印

惣代

誉土屋正治郎殿

(裏書)「〇〇〇〇(丸印四)」

一、寄宿之外、風来之客又者道者等之客ハ、宿致間鋪、且宿札宿引等差出し之儀、堅無用之事、

一、新規之商人来客之義ハ、是迄何方ニ寄宿被致候哉相糺、其元へ応対におよひ候上、寄宿被致可申候事、

一、客人道中ニて同道人ハ、断を遂、留メ申間敷、客人請合在之候ハ、留メ可申候事、

一、不算用之節、又ハ格別不埒成仁者、仲ケ間組々江名前を委敷書附、通達致、一統断可申事、

一、変宅・名前替・品替り之義有之候節者、早速年番へ相届可申候事、
一、譲り替之儀者、十式組年番へ相届、差支無之候上ニて、惣代奥印を以御願申上、且変宅・名前替等も同断候事、

一、変宅之節ハ、十式組之内、最寄定町之内へ附替可申候事、

一、印形紛失相改候ハ、早速年番并惣代へ相届ケ可申譲り、品替り等之節御吟味在之候事、

一、仲ケ間外之者へ貸借致、客為致申間敷候事、

一、寄宿仲ケ間之内、来客ニ付故障之義出来候而、御公訴ニ相成候節者、其家より入用差出し可申候、且仲ケ間一統ニ拘り候儀ニ候ハ、仲ケ間箱より差出し可申候事、

一、都而寄宿ニ拘り候 御公訴之儀者、先規之如く町役を離し、年番惣代付添ニ而罷出候様、被為 仰渡候通、心得違ヒ無之様可致候事、

右之條々堅相守、簾直ニ渡世いたし、心得違 之義無之様、急度相

慎可申候、以上、

嘉永六丑年十二月

洛中寄宿仲間十式組

惣代(印)

年番(印)

一一 寄宿料値上げに付通達

口演

一、近來米・其外諸色存外之高直ニ相成、仲ケ間一統渡世ニ難相成迷惑仕候ニ付、不得止事、飯料直上ケ御願奉申上候、何卒左之通御承知被成下、不相變御光来被下度、御止宿之程奉願上候、猶米・諸色下直ニ相成次第、早速引下ケ減少可仕候、

一、帶刀之御方様

御出家方様

并二

上之分御飯料

四百文

御中飯

百七拾貳文

一、諸御客様御飯料

三百五拾文

御中飯

百五拾文

右之通御承引可被下様、偏ニ奉願上候、以上、

万延二年 寄宿仲間

酉正月 い組年番(印)

御得意中様

一、若州寄宿之儀者、此度相定メ候軒数之外者、以来加入之儀申来り候共、右軒数内ノ惣代・年番へ相断指留貫可申候事、若又軒数之外、無株ニ而、若州寄宿致候者有之候節ハ、早速及対談、早々差留可申候、尤以来度々吟味致、相互ニ正路ニ渡世致可申候事、一、来客之内、算用不埒成仁者、以書附相互ニ通達致、一統相断止宿為致申間敷候、且亦宿主江対し、故障申客人有之候共、其筋合相糺不申候内者、是又一統相断り止宿為致申間敷候事、右之條々、堅規定致候上者、急度相守可申候、企我意候人有之候節者、早速御惣代・組御年番へ相届ケ、御指図之上、仲ケ間相省可申筈ニ而、一統承知連判依而如件、

綿屋善兵衛(印)

天保七年

丸屋平兵衛(印)

丙申十月

柊屋庄五郎(印)

若狭屋治郎兵衛(印)

中村屋幸次郎(印)

嶋屋万助(印)

若狭屋忠兵衛(印)

大和屋茂兵衛(印)

河内屋政次郎(印)

〔後欠力〕

九 株仲間再興に付達書

今般被 仰渡之趣、左之通、

去ル丑年、諸問屋仲ケ間停止被 仰渡候処、其以来商法取締相崩レ、諸品下直ニ茂不相成、却而不融通之趣ニ付、今般問屋仲ケ間之儀、當時現在之姿を以再興申付、仲ケ間年寄・行事等取極。商法等前之通相心得可申候、尤農家余業之分者、此上人数不相増様いたし、其余者増減勝手次第之義ニ付。以前人数定在之向ニ而も。差支等無之分者。同様相心得、其外此度差出し候触書之趣相守、物価下ケ方厚心懸、実直ニ渡世相営、不取締之儀無之様可致候、自然手狭窮屈之義有之候ハ、仕来ニ不拘、便利之方ニ申付、其旨可存候、

右申渡之趣、夫々同渡世之者共江申聞、名前帳面仕立可差出候、

右之通、被 仰渡、難有奉存候、依之、前々仲ケ間御立置被成下候節之商法定書、左ニ相記奉差上候、以上、

嘉永六丑年十二月

寄宿 惣代(印)

十二組 仲ケ間 年番中(印)

一〇 寄宿仲間定書

定

一、從 御公儀様被為 仰渡候御法度之趣、堅相守可申候事、

一、博奕・賭之諸勝負聊たり共一切為致申間鋪候事、

一、売女駄之儀者勿論、紛敷女杯召抱、茶屋ケ間敷義一切致間敷候事

一、来客之得意場へ立入、音物を以てかち落し候義、急度相嗜可申事、

可奉存候

寄宿ち組之内

文政八年酉二月廿五日 武蔵屋喜内

同組年番

無双屋藤右衛門

寄宿十二組惣代

鍵屋平左衛門

如し

七 玉屋清兵衛詫状

一札

一、私義、新規無株ニ而寄宿渡世相始メ、客先へ書附等相廻し、専ラ渡世仕候付、其御仲ケ間一同御差支被成候付、是迄私并丁分へも御掛合有之候共、一向頓着不仕相止メ不申候付、御出訴可被成候而被仰聞驚入、右者全私心得違ひ之儀ニ而、今更後悔仕、段々御詫言申上候処、御承知被成下、御願下ケ被成下、重々忝存候、然上者只今ろ寄宿渡世急度相止メ可申候、重而紛敷取斗仕、客受被仕、其仲ケ間御差支ニ相成候義ハ、決而仕間敷候、若相違之儀御座候ハ、此一札ヲ以如何様ニ御申立被成候共、其時一言之申分無御座候、為後日、仍而如件、

文政八

新町五条上ル町

酉年二月 玉屋清兵衛(印)

武蔵屋喜内殿

寄宿十二組惣代

鍵屋平左衛門殿

八 若狭国寄宿軒数取決に付定書

定

一、此度若州寄宿軒数取極候ニ附、左之通規定致、相互ニ無相違相守可申候事、

一、從御公儀様、被為 仰出候御法度之趣、堅相守可申候、且亦御惣代・御年番中ろ被申渡候規定之趣、急度相守可申候事、

一、米直段格外ニ高直并諸色共高直ニ附、飯料之儀ハ一統申合、相互ニ堅相守、聊ニ而茂高下無之様、急度相守可申候事、

一、上之分

式匁三分

中飯六分

一、上下飛脚之分

式匁文

中飯六分

右之通り相定メ、少シニ而茂高下無之様可致候、若心得違之者有之、内々ニ而茂高下之取計致候人者、為過料錢目五貫文ツ、為差出可申筈ニ而、堅規定致申候事、

右同断惣代

弥兵衛(印)

定宿御幸町三条下ル

柏屋茂右衛門(印)

同 柳馬場三条下ル

亀屋喜兵衛(印)

同 柳馬場錦小路下ル

近江屋権右衛門(印)

同 堺町錦小路下ル

近江屋清介(印)

同 麩屋町錦小路下ル

美濃屋佐兵衛(印)

京都寄宿

御惣代

但馬屋平次郎殿

河内屋忠兵衛殿

五 寄宿渡世差止願に付口上書写

乍恐口上書

一、私共義ハ寄宿ち組之内之者共ニ御座候処、此度新町五条上町玉屋清兵衛与申もの無株ニ而、私共同様寄宿渡世相始メ、剩口上書等を取拵、丹州表所々江差出候付右躰之義候、仲間一同之差支ニ相成候付、寄宿渡世を相止メ呉候様、段々及対談候へ共聞入不申、

理不尽申募り差張渡世罷在候付、色々と及懸合候へ共、此節ニ而

ハ不埒而已申聞、私共引合者一切頓着不仕御座候、不顧恐御頼

奉申上候、何卒御慈悲を以右清兵衛被召出、御糺被成候、以来寄

宿渡世仕候義、御差留被成下候様奉願上候、右之段御聞届被成下

候ハ、仲間一同如何計難在可奉存候

寄宿ち組之内

文政八年酉二月廿五日 武蔵屋喜内

同組年番

無双屋藤右衛門

寄宿十二組惣代

鍵屋平左衛門

如し

六 寄宿渡世差止願下げに付口上書写

乍恐口上書

一、新町五条上町玉屋清兵衛与申者、私共仲間外ニ而、新規ニ寄宿渡世仕、差支難渋仕候付、御差留被成下候は、今日書付ヲ以御願奉申上置候、然者清兵衛義恐入、御人別へ罷越、段々及引合ニ、全心得違之旨ニ而相詫、以後寄宿渡世相止メ、私共仲間差支ニ相成候義ハ、決而仕間敷旨申之一札差入、内済致置候様、段々相頼候付、私共得心之上事済仕候、然上ハ外ニ御願可申上筋無御座候付、御慈悲ヲ以右之段御聞届被成下候、右願御下ケ被成下候ハ、難在

三 日光屋八郎兵衛詫状写

一札

一、此度其元方江被参候薩州表旅人、三条通被致通行候故、相尋候処、伊勢参宮之由被申候故、宿之義相頼候処、其元方江被参候、右者伊勢参宮之道者と存、此方江引戻宿致度旨、対談仕候処、其元承知無之候付、無是非其御町年寄方江相届候二付、御公儀様江御願被成候二付、早速双方御召出之上、御理解被仰渡、私心得違之義茂在之候二付、御願下ケ之義御頼申候得共、

御承知無之、依之私町役方被及御挨拶候而、何分私心得違不行届故、右躰相成候段、御弓簡之上、御願下ケ之義御頼申入、御承知被下御願下ケ被成 被下候段、忝仕合奉存候、然ル上者、其元江被参候商人之妨者、決而仕間 敷候、為後日之一札、仍而如件、

文化五年辰五月 日光屋八郎兵衛

永楽屋伊兵衛殿

四 飛脚仲間定宿一件に付一札

一札

一、此度私共飛脚仲ケ間之儀ハ、先達而京都東御役所様江御願申置候処、相違無之候、然ル上者、右仲ケ間不取極メ二付、一統及相談候所、柏屋茂右衛門殿・亀屋喜兵衛殿両人以御世話、寄宿御惣代

川内屋忠兵衛殿江向御頼被下候所、御聞取被下忝安心致、然ル上定宿五軒二御定被成被下候所、此外高嶮飛脚之者共宿一切無之、尤御上京御登り之御客様方々江御宿有之候得者、何れ被成ル共御勝手宜敷、年寄之方へ御上京可然ル差支無之仕候、尚又若狹・敦賀、其外北国筋、今津・海津出シ荷物等一切取集メ申間鋪候、為其飛脚宿共名々印形仕差上置候、為後日一札如件、

文政七年

申八月

江州高嶋郡飛脚人別

彦兵衛(印)

長三郎(印)

定次郎(印)

寄八(印)

仙右衛門(印)

茂兵衛(印)

次兵衛(印)

九兵衛(印)

七兵衛(印)

三五郎(印)

飛脚仲ケ間惣代

安兵衛(印)

『林屋辰三郎氏旧蔵文書』翻刻

凡例

- 一、漢字は原則として現代常用の字体を用いたが、変体仮名(江・茂など)や合字(𪛗)はそのまま使用した。
- 一、抹消は抹消記号「ㄣ」を用いて示し、訂正後の文字を行間に翻字した。全文を抹消している場合は煩雑となるので記号は用いず注記するにとどめた。
- 一、虫欠損等による不可読文字は「□」であらわした。文字があることはわかるが判読不能の場合は「■」であらわした。
- 一、編者による注記は「()」で示した。
- 一、紙数の都合により、平出以外の改行は原本に準じていない。

「洛中寄宿仲間関係文書」

一 道者宿一件に付触書写

他国々京都江罷登り候伊勢参宮・西国順礼道者宿之儀者、前々々宿屋渡世之もの有之候処、近來右牀之旅人宿之外、寄宿并貸座鋪、又者素人共迄、猥ニ致候もの有之、宿屋渡世之者難儀之旨、以來宿屋之外ニ而親類・縁者・見寄之外、伊勢参宮・西国順礼道者之宿堅致間鋪候、

右之通、洛中洛外申通候様被 仰候、以上、

安永五申年十月

二 寄宿仲間定書

定

- 一、從 御公儀様、被 仰渡候御法度之趣、堅相守可申事、
 - 一、博奕・賭之諸勝負、聊たり共一切致させ申間敷事、
 - 一、売女牀之儀者勿論、紛敷女召抱、茶屋ヶ間敷義致間敷事、
 - 一、寄宿之外、風來之客又ハ道連等之客ハ断申、致間敷事、
 - 一、不算用之客又ハ格別不埒成仁ハ、仲間組々江名・所委敷書付、致通達、一統断可申事、
 - 一、新規之商人衆來客、是迄何方ニ寄宿致哉相糺、其先々及応対候上、寄宿為致可申事、
 - 一、來客之得意場ニ立入、音物を以^{〔糶〕}落候儀ハ決而相嗜可申事、
 - 一、都而寄宿拘り 御公訴之儀ハ、先規之ことく町役を離れ、組々年番之者付添候而罷出候様、被 仰渡候通心得違無之様可致事、
- 右之條々堅相守、簾直ニ渡世いたし、規定之趣急度相慎可申候、

享和二年壬戌三月

寄宿仲間(印)